

「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」募集要綱（地域クーポン取扱参加店用）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、静岡県を目的地とする旅行商品及び宿泊商品に補助金を交付する。又旅行期間中（宿泊旅行の場合は宿泊日から起算して8日間、日帰り旅行の場合は旅行日から起算して8日間）に「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」（以下「本事業」という。）の地域クーポン参加店（以下「参加店」という。）で利用できる地域限定クーポン（以下「地域クーポン」という。）を交付する。

2 事業概要

（1）事業名称

今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）

（2）地域クーポンの発行対象となる旅行商品

本事業の対象となる旅行商品（日帰り旅行を含む）又は宿泊商品

（3）実施期間

2022年10月11日（火）から2022年12月20日（火）まで

ア 地域クーポンの利用期限は、2022年12月20日（火）23：59までとする。

イ 実施期間中でも事業予算額に達した場合は終了とする。

（4）事務局

本事業に係る手続きは、「しずおか 元気旅 事務局」（以下「事務局」という。）が行うものとする。

（5）地域クーポン交付対象者

本事業の対象旅行商品又は宿泊商品の利用者とする。なお、詳細については事務局ホームページを参照すること。（URL: <https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>）

（6）地域クーポン交付額

交付額については次表のとおりとする。

ア 平日における交付額

1人1泊あたりの旅行代金 （日帰りの場合は1人あたり）	クーポン交付額
5,000円以上	3,000円
5,000円未満	なし

イ 休日における交付額

1人1泊あたりの旅行代金 （日帰りの場合は1人あたり）	クーポン交付額
2,000円以上	1,000円
2,000円未満	なし

（7）平日と休日の定義は次のとおりとする。

ア 宿泊の場合

宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

イ 日帰りの場合

日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

3 地域クーポン

(1) 名称

今こそ しずおか 元気旅 ふじのくに地域クーポン

(2) 導入システム

region PAY (※) のアプリケーションを活用し、旅行期間中に静岡県内の参加店で利用できる決済ポイントを交付する。

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを交付・使用するために開発された決済用アプリケーション

4 参加要件

(1) 本要綱に基づき、参加店は次の要件を全て満たすこととする。

ア 静岡県内で営業実態のある施設を有すること。本事業の参加店としての登録がない事業者については、各種書面の提出をはじめとする事務局からの審査に応じ、承認された施設であること。

イ 本事業の利用者が地域クーポンを使用して商品等を購入する際、レジ等の窓口にて、店舗のQRコードを印刷し貼付したスタンド POP 等を提示し、利用者のスマートフォン等でQRコードを読み取って頂く方法（以下「MPM 方式」という。）で決済頂くか、施設側で、QRコードを読み取るカメラ機能を有するスマートフォン、タブレット端末等で、紙に印字されたQRコードを読み取り、購入金額の決済処理を行うこと（以下「CPM 方式」という。）が可能なスタッフを配置すること。

なお、MPM 方式に加えて、CPM 方式での決算もできる場合は、事業者において QR コードを読み取るカメラ機能を有するスマートフォン、タブレット端末、又はそれに類する機材、及びインターネット環境を準備すること。

(2) 参加店の業種は次のとおりとする。

業種	例示
飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコートなど
小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店など（イートインが併設の場合、クーポン利用は持ち帰りに限る。）
鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバスなど
海上運送	観光船、遊覧船など
航空運送	遊覧飛行など
レンタカー	レンタカーなど
観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、水族館、温泉施設、観光農園、キャンプ場など
スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビーなど
体験型アクティビティ	乗馬、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル、陶芸など
劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演など
文化施設	美術館、博物館など
タクシー	タクシー、ハイヤーなど
旅館・ホテル・旅行事業者	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティ

(3) 次に掲げる事業者及び商品は対象外とする。

- ア 各種税金、保険料、家賃、公共料金の支払い、月極・定期利用の駐車場料金（コインパーキングなどの一時利用に係る料金は対象とする）
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む店舗（キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブなど）
- ウ 国及び地方自治体が直接管理・運営する施設
- エ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている業者
 ※神社・仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入館料などについて、寄附に当たらないと神社・仏閣が判断するものについては対象とする。
- オ 宝くじ、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）事業者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- キ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ク 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- コ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

5 責務

- (1) 事務局が別途詳細について定める参加店用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 事務局から提供する参加店の決済用ポスター・ステッカー・POP等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 取引において地域クーポンでの決済を拒否しないこと。又、利用者が地域クーポン残高不足時の際は、地域クーポンと現金合算にて対応を行うこと。ただし、参加店の事情によりその対応が取れない場合、あらかじめ書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- (4) 決済方法は、MPM方式又はCPM方式とする。
 - ア MPM方式：参加店が事務局から付与されるQRコードを店内掲示し、利用者がスマートフォンなどで読取り、参加店に支払金額を提示する方式
 店舗：QRコード掲示 / 利用者：QRコード読取
 - イ CPM方式：参加店のデバイスで、利用者が提示するQRコードの読み取りを行い支払い決済を行う方式。
 参加店において、通信可能でかつiOS又はAndroidOS及びQRコードを読み取るカメラ機能を有するもの（スマートフォンやタブレット等）を準備すること。
 利用者：QRコード提示 / 店舗：QRコード読取

※神社・仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入館料などについて、寄附に当たらない

と神社・仏閣が判断するものについては対象とする。

- オ 宝くじ、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）事業者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- キ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ク 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- コ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

5 責務

- (1) 事務局が別途詳細について定める参加店用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 事務局から提供する参加店の決済用ポスター・ステッカー・POP等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 取引において地域クーポンでの決済を拒否しないこと。又、利用者が地域クーポン残高不足時の際は、地域クーポンと現金合算にて対応を行うこと。ただし、参加店の事情によりその対応が取れない場合、あらかじめ書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- (4) 決済方法は、MPM方式又はCPM方式とする。
 - ア MPM方式：参加店が事務局から付与されるQRコードを店内掲示し、利用者がスマートフォンなどで読取り、参加店に支払金額を提示する方式
店舗：QRコード掲示 / 利用者：QRコード読取
 - イ CPM方式：参加店のデバイスで、利用者が提示するQRコードの読み取りを行い支払い決済を行う方式。
参加店において、通信可能でかつiOS又はAndroidOS及びQRコードを読み取るカメラ機能を有するもの（スマートフォンやタブレット等）を準備すること。
利用者：QRコード提示 / 店舗：QRコード読取
- (5) 地域クーポンにて購入した商品の返品及び返金は原則不可とする。
- (6) 地域クーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7) 地域クーポンでの決済方法含め、本事業に従事する従業員に参加店用マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (8) 参加店登録情報に登録の取消や登録情報の変更（店舗営業情報、経営者変更、連絡先等の変更）等が生じた場合には、メール又はコールセンターへ変更情報を遅滞なく、報告、連絡すること。
- (9) 事業終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (10) 感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野につい

ては、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。

(内閣官房 業種ごとガイドライン一覧)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

6 登録申請手順

- (1) 2022年10月3日(月)から登録受付開始。
- (2) 「今こそ しずおか 元気旅(全国旅行支援)」特設ホームページより、参加店登録ページへアクセス。
(URL : <https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>)
- (3) 本募集要綱を確認し、同意頂ける事業者は、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。
- (4) 事務局は、申請内容を審査し、参加店として承認された後にメールにて通知する。
※参加店登録ページにて申込ができない場合は、コールセンターに連絡。

7 精算・換金手順

- (1) 利用者の決済情報は、参加店登録後に送付するID・PWを用いて、管理画面の売上一覧にて確認可能。
- (2) 振込みについては後日送付の参加店用マニュアルに記載のスケジュール(概ね1か月に2回)を目安に、事務局による確認を経て指定口座への振込みを実施する。
- (3) 決済手数料、換金手数料等は事務局負担とする。

8 不正利用等

本事業においては、一切の不適切な行為及び不正な行為(以下「不正利用等」という。)は許されない。万一、次の不正利用等が判明した場合、参加店の参加取消及び法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) 地域クーポンの不正利用(自己取引・架空取引等)を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4) その他、静岡県または事務局が不相当と判断した行為

9 その他

- (1) 地域クーポンの発行方法や利用方法等の詳細は、参加店用マニュアルを別途定める。
- (2) この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、静岡県と事務局が協議の上、その対応を決定する。
- (3) 事務局は参加店の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)について、本事業で広報を行う。
- (4) 国や静岡県の方針等により、内容が変更される場合がある。
- (5) 静岡県及び事務局は参加申請の際に取得した個人情報について、次の目的以外には使用しない。
 - ア 本事業に関すること
 - イ 今後、静岡県が同種の事業(消費喚起、観光産業活性化)を検討または実施する場合の情報提供
 - ウ 静岡県が実施する観光事業の案内
- (6) 本事業は感染状況等を踏まえ、事業を停止、変更する場合がある。

10 問い合わせ先

「今こそ しずおか 元気旅」事業者向けコールセンター

電話 : 0570-666-867 (ナビダイヤル)

営業時間: 10:00~19:00

※対応時間外は、テープによる案内

附則

この要綱は、2022年10月3日から施行する。